

令和 5 年 第 5 回 筑紫野市議会定例会（9 月） 提出議案について

令和 5 年第 5 回筑紫野市議会定例会（会期：8 月 31 日～9 月 26 日）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員は、人権擁護委員法第 6 条第 1 項の規定に基づき、法務大臣が委嘱することになっており、その候補者は、当該市議会議員の選挙権を有する住民の中から、同条第 3 項の規定により、議会の意見を聴いて、市長が推薦することになっています。 本件は、現委員である鬼木寛治氏が、令和 5 年 12 月 31 日をもって、任期満了となるため、引き続き委員として推薦することについて、議会の意見を求めるものです。	
諮問第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
本件は、現委員である西川和義氏が、令和 5 年 12 月 31 日をもって任期満了となり退任しますので、その後任として池田正歩氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。	
認定第 1 号	令和 4 年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算の認定について
本決算（認定第 1 号から 11 号）は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものです。 歳入決算額は 390 億 9,567 万 1,219 円、これに対する歳出決算額は 378 億 8,578 万 3,985 円です。これを差し引くと 12 億 988 万 7,234 円の黒字となっています。	
認定第 2 号	令和 4 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 98 億 6,335 万 8,237 円、これに対する歳出決算額は 97 億 7,670 万 1,080 円です。これを差し引くと 8,665 万 7,157 円の黒字となっています。	

認定第 3 号	令和 4 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 2,212 万 9,213 円、これに対する歳出決算額は 6 万 6,627 円です。これを差し引くと 2,206 万 2,586 円の黒字となっています。	
認定第 4 号	令和 4 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 800 万 1,926 円、これに対する歳出決算額は 489 万 5,935 円です。これを差し引くと 310 万 5,991 円の黒字となっています。	
認定第 5 号	令和 4 年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 72 億 4,419 万 4,963 円、これに対する歳出決算額は 70 億 9,895 万 4,963 円です。これを差し引くと 1 億 4,524 万円の黒字となっています。	
認定第 6 号	令和 4 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 26 億 5,740 万 7,680 円、これに対する歳出決算額は 26 億 914 万 7,736 円です。 これを差し引くと 4,825 万 9,944 円の黒字となっています。	
認定第 7 号	令和 4 年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入、歳出決算額ともに 6,845 万 5,064 円となっています。	
認定第 8 号	令和 4 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入、歳出決算額ともに 2 億 486 万 3,125 円となっています。	

認定第 9 号	令和 4 年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 334 万 1,419 円、これに対する歳出決算額は 290 万 2,808 円です。これを差し引くと 43 万 8,611 円の黒字となっています。 なお、この財産区の決算認定については、8 月 21 日に管理会が開催され、同意を得ています。	
認定第 10 号	令和 4 年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 231 万 6,327 円、これに対する歳出決算額は 163 万 702 円です。これを差し引くと 68 万 5,625 円の黒字となっています。 なお、この財産区の決算認定については、8 月 23 日に管理会が開催され、同意を得ています。	
認定第 11 号	令和 4 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 584 万 1,246 円、これに対する歳出決算額は 511 万 1,380 円です。これを差し引くと 72 万 9,866 円の黒字となっています。 なお、この財産区の決算認定については、8 月 24 日に管理会が開催され、同意を得ています。	
認定第 12 号	令和 4 年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
認定第 12 号及び 13 号は、令和 4 年度筑紫野市水道事業会計及び下水道事業会計の決算に伴い、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、各会計の剰余金をそれぞれ剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、各会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものです。 収益的収支の決算額は、収入総額 21 億 253 万 4,565 円、支出総額 18 億 8,656 万 7,381 円で、損益計算書において 1 億 7,716 万 2,846 円の純利益が生じています。なお、当年度純利益を含む未処分利益剰余金の処分については、減債積立金へ 1 億 2,401 万 4,000 円、建設改良積立金へ 5,314 万 9,000 円をそれぞれ積み立て、資本金へ 1 億 8,032 万 9,000 円を組み入れるものです。 また、資本的収支は、収入総額 3 億 1,625 万 3,760 円、支出総額 8 億 9,259 万 9,617 円、収支の差引不足額については、損益勘定留保資金等で補填しています。	

認定第 13 号	令和 4 年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
収益的収支の決算額は、収入総額 23 億 9,458 万 4,827 円、支出総額 20 億 7,231 万 9,781 円で、損益計算書において 3 億 183 万 2,135 円の純利益が生じています。なお、当年度純利益を含む未処分利益剰余金の処分については、減債積立金へ 3 億 183 万 2,000 円積み立て、資本金へ 3 億 2,053 万 4,295 円を組み入れるものです。 また、資本的収支は、収入総額 6 億 3,359 万 7,585 円、支出総額 10 億 9,946 万 7,632 円、収支の差引不足額については、損益勘定留保資金等で補填しています。	
報告第 8 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 4 年度筑紫野市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和 4 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものです。 健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないことから、「数値なし」となっています。 実質公債費比率については、令和 4 年度の比率は 3.6%となり、早期健全化基準の 25%を下回ったものとなっています。 将来負担比率については、算定結果がマイナスとなったため、「数値なし」となっています。 資金不足比率についてですが、本市の水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計ともに資金不足はありませんので、「数値なし」となっています。	
報告第 9 号	筑紫野市土地開発公社事業等の報告について
令和 4 年度は、理事会を 2 回開催し、議案 4 件を原案のとおり可決されました。 役職員の異動については、4 月に管理係長の派遣、8 月に任期満了に伴う理事 1 名の交代、3 月に常務理事及び理事 1 名の辞任、並びに事務局長の派遣満了となっています。 財務の状況については、令和 4 年度は事業用地の処分などを行っていないことから、559 万 795 円の当期純損失となり、準備金合計は、3 億 2,546 万 80 円となっています。借入金の期末残高は、短期借入金 2 億 2,900 万円、前年度比で 500 万円の増となっています。 土地の保有状況については、公有地残高の期首残高が、面積で 6,558 m²、金額 5 億 4,553 万 5,465 円でしたが、当期増加高が 40 万 4,391 円となったため、令和 4 年度の期末残高は、面積で 6,558 m²、金額 5 億 4,593 万 9,856 円となっています。 また、本年の 5 月 18 日に監事による監査が実施され、内容は適正であることの報告を受けています。	

報告第 10 号	公益財団法人筑紫野市文化振興財団事業等の報告について
筑紫野市文化振興財団は、筑紫野市より指定管理者として指定を受け、筑紫野市文化会館の管理運営及び市民の文化芸術の振興に関する事業を実施しています。 令和４年度の合計入場者数は６万 236 人、使用料は 2,795 万 2,870 円です。なお、使用料については、公的使用は減免制度があり、その減免額が 1,999 万 6,760 円となっているので、実質の納入額は 795 万 6,110 円です。 公演事業については、令和４年度のテーマを「祝祭 節目の年を寿ぎ 未来に夢をつなぐ」とし、市民参加ミュージカル「パーパス！森の王様とつくしの子どもたち」などの筑紫野市市制施行 50 周年記念４公演を含め、ちくしのミュージックフェスタ with D A ・ N ・ K A ・ I V o l . 6、第 19 回ちくしの寄席など計 15 事業を実施しました。実施にあたっては、検温、アルコール手指消毒及び座席の間隔をあけるなど、新型コロナウイルスの感染防止対策を十分に行いました。 公演事業の令和４年度の入場者率は、座席数に対して 66.1%の入場者率となっています。 決算の状況は、公益財団法人の会計については、公益法人会計基準に基づいて、公演事業の全てと文化会館の公益目的での貸与に関する「公益目的事業会計」、文化会館の公益目的外での貸与及び物品販売手数料の収入に関する「収益事業等会計」、財団の組織運営に関する「法人会計」に分かれた計算書となっています。金額については、消費税を抜いた額での経理数字であり、経常収益合計については、8,657 万 4,139 円です。収入の主なものは、筑紫野市からの指定管理受託収益 8,042 万 3,636 円です。経常費用は 9,355 万 3,106 円です。なお、公益目的事業会計の経常費用計は 6,326 万 5,595 円です。これらの費用の主なものは、公演事業や清掃等に関する委託費、人件費及び施設の光熱水費等です。 収入から支出を引いた当期経常増減額は－697 万 8,967 円で、これが当年度の収支です。一般正味財産期末残高 2,874 万 5,621 円と指定正味財産期末残高 1,500 万円を加えると、4,374 万 5,621 円となり、この額が文化振興財団の正味財産期末残高となります。	
報告第 11 号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行っていますので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。 内容は、令和５年 7 月 25 日、筑紫野市立二日市東小学校の敷地内において、草刈り作業中の飛び石により、一時停車中であった相手方車両の窓ガラスを損傷させたものです。 この事故に伴う損害賠償額について 24 万 5,780 円で示談協議が整いましたので、同年 8 月 17 日付で、専決処分を行ったところです。	

議案第 42 号	財産（物品）の取得について
本件は、消防ポンプ車の老朽化に伴い、車両の更新を行うため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。 取得する財産は消防ポンプ車御笠分団 4 号車 1 台、取得の方法は指名競争入札、取得金額は 2,477 万 3,800 円、取得の相手方は福岡市中央区平尾 3 丁目 17 番 6 号、ジーエム市原工業株式会社です。	
議案第 43 号	筑紫野市用品調達基金条例を廃止する条例の制定について
本件は、用品調達方法の見直しに伴い、用品調達基金の必要性が解消したため、本条例を廃止するものです。	
議案第 44 号	筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例において引用する規定に変更が生じるため、条例の一部を改正するものです。	
議案第 45 号	筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例において引用する規定に変更が生じるため、条例の一部を改正するものです。	
議案第 46 号	筑紫野市立障害者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、こども家庭庁の設置により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の所管が、こども家庭庁及び厚生労働省の共管となったことに伴い、当該法令から引用する規定を変更するため、本条例の一部を改正するものです。	

議案第 47 号	筑紫野市生垣推進等に関する条例の全部を改正する条例の制定について
本件は、筑紫野市生垣推進等に関する条例を筑紫野市緑化の推進等に関する条例に改め、開発行為における協議を規定するなど、必要な見直しを行うため、条例の全部を改正するものです。	
議案第 48 号	令和 5 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 2 号）について
歳出予算の主な内容は、財政調整基金への積立として 5 億 7,970 万 1,000 円、総合保健福祉センター修繕事業として 2,401 万 9,000 円、農業用施設災害復旧事業として 8 億 4,539 万 1,000 円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、普通交付税 9 億 4,567 万 3,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 22 億 4,357 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 374 億 8,866 万 1,000 円とするものです。 また、債務負担行為については第 2 表、地方債については第 3 表のとおりです。	
議案第 49 号	令和 5 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
歳出予算の主な内容は、システム改修業務委託料として 3,202 万 1,000 円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 8,665 万 7,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8,697 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 101 億 6,722 万 3,000 円とするものです。	
議案第 50 号	令和 5 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第 1 号）について
本件は、歳入予算として、前年度繰越金を 310 万 4,000 円増額し、併せて、一般会計繰入金を 275 万 4,000 円、立替金返還金を 35 万円減額するものです。	

議案第 5 1 号	令和 5 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
	歳出予算の主な内容は、国庫支出金返還金として 3,516 万 1,000 円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 1 億 4,523 万 9,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 5,673 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 73 億 9,707 万円とするものです。 また、債務負担行為については、第 2 表のとおりです。
議案第 5 2 号	令和 5 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
	歳出予算の主な内容は、広域連合納付金として 4,656 万 7,000 円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 4,825 万 9,000 円を増額するものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,825 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 28 億 6,341 万 4,000 円とするものです。